



需 給 計 画 要 則

流準則	第108号	平成17年4月 1日	実 施
流準則	第289号	平成21年9月28日	一部改正
流準則	第575号	平成27年4月 1日	一部改正
流準則	第640号	平成28年4月 1日	一部改正
流準則	第684号	平成29年4月 1日	一部改正
流準則	第695号	平成29年10月1日	一部改正

中国電力株式会社

送配電カンパニー

需給計画要則 目次

第1章 総 則	
1. 目 的	1
2. 適 用	1
3. 用語の定義	1
第2章 計画の受付け	
4. 需給計画等の受付箇所	1
5. 需要調達計画等および発電販売計画等の内容, 提出期限	1
6. 計画変更の受付け	5
7. 契約者等の需給計画等の取扱い	5
第3章 調整電力計画の作成	
8. 調整電力計画の作成	6
9. 調整電力計画の作成箇所	6
第4章 報告	
10. 調整電力計画の提出	7
11. 発電実績および需要実績の提出	7

需 給 計 画 要 則

第 1 章 総 則

(目 的)

1. この要則は、当社が行う一般送配電事業の供給区域（以下、「供給区域」という。）の需要、供給力および調整力に関する計画（以下、「調整電力計画」という。）の作成に関する手続きおよび電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）への報告業務について定め、供給区域の安定的かつ公平な系統運用を行うことを目的とする。

(適 用)

2. この要則は、契約者等からの広域機関を通じた需給計画等の受付け、供給区域の調達電力計画の作成および広域機関への報告業務について適用する。

(用語の定義)

3. この要則に使用する主な用語の定義は、次による。
 - a. 「託送供給契約者」とは、当社との間で託送供給契約を締結した者をいう。
 - b. 「発電契約者」とは、当社との間で発電量調整供給契約を締結した者をいう。
 - c. 「需要抑制契約者」とは、当社との間で需要抑制量調整供給契約を締結した者をいう。
 - d. 「契約者等」とは、託送供給契約者、発電契約者および需要抑制契約者をいう。
 - e. 「需要調達計画等」とは、需要計画、調達計画および販売計画をいう。
 - f. 「発電販売計画等」とは、発電計画、販売計画および調達計画をいう。
 - g. 「需要抑制計画等」とは、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインをいう。
 - h. 「需給計画等」とは、需要調達計画等、発電販売計画等および需要抑制計画等をいう。

第 2 章 計画の受付け

(需給計画等の受付箇所)

4. 広域機関を通じて受ける契約者等の需給計画等の受付箇所は、送配電カンパニー（中央給電指令所）（以下、「指令所」という。）とする。

(需要調達計画等、発電販売計画等および需要抑制計画等の内容、提出期限)

5. (1) 託送供給契約者、発電契約者および需要抑制契約者から広域機関を通じて受ける需要調達計画等、発電販売計画等および需要抑制計画等の内容および提出期限は、広域機関の定める送配電等業務指針に基づき次表のとおりとする。

需要調達計画等提出内容一覧

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年10月 末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日12時 (※2)	30分ごとの実 需給の開始時 刻の1時間前	
提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値および最小値	各週平休日別の需要電力の最大値および最小値	日別の需要電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	日別の需要電力の最大値および最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の販売分の計画値	日別の需要電力の最大値および最小値発生時の販売分の計画値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

発電販売計画等提出内容一覧

提出する計画		年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限		毎年10月 末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力と予想時刻	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値および最小値	各週平休日別の販売電力の最大値および最小値	日別の販売電力の最大値および最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

需要抑制計画等提出内容一覧

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年10月 末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日12時 (※2)	原則, 30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値および最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値および最小値発生時の需要抑制電力	日別の需要抑制計画の最大値および最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値および最小値	各週平休日別の販売電力の最大値および最小値	日別の販売電力の最大値および最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(2) 調整電力計画の作成箇所は、次の場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、託送供給契約者、発電契約者および需要抑制契約者に対して理由を説明した上で、より詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等およびその他必要な資料の提出を求めることができる。

- ・供給区域における潮流の状況を予測する場合
- ・供給区域の需給状況を把握する場合
- ・その他電力系統の適切な監視に必要な場合

- (3) 指令所は、以下に定める発電契約者（以下、「FIT特例①BG」という。）ごとの翌日計画の発電計画について、以下のとおり実施する。
- a. 対象とする発電契約者（FIT特例①BG）
- (a) FIT法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者の発電計画の計画値の通知もしくは確認を受けることを希望する発電契約者
- (b) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者であって、特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知または確認を受けることを希望する発電契約者
- b. 実施事項
- (a) 太陽光電源または風力電源の場合
実需給日の前々日16時までに、FIT特例①BGごとの発電計画を作成する。
- (b) 水力電源、地熱電源またはバイオマス電源の場合
実需給日の前々日16時までに、FIT特例①BGごとの発電計画の妥当性を確認する。
- (4) 指令所は、FIT法第2条第5項に定める特定契約のうち、再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給する電気を除いて、スポット取引市場における売買取引により供給する。スポット取引市場を利用できない時は、実需給日の前日10時までに、再生可能エネルギー電気任意卸供給契約を締結している小売電気業者へ供給する計画値を通知する。
- (5) 指令所は、スポット取引市場の約定結果または小売電気事業者へ供給する計画値に基づき、発電販売計画等を作成し、実需給日の前日12時までに広域機関へ提出する。

（計画変更の受付け）

6. 受付箇所は、契約者等の需給計画等の変更について広域機関を通じて受付けを行い、調整電力計画の作成箇所は必要により調整電力計画を変更する。

（契約者等の需給計画等の取扱い）

7. 契約者等の需給計画等は、調整電力計画の作成箇所において厳正に管理を行い、調整電力計画の作成に使用する。

第3章 調整電力計画の作成

(調整電力計画の作成)

8. 調整電力計画の作成箇所は、広域機関を通じて受ける需給計画等により、供給区域における電力需給の均衡および調整力の確保状況を確認し、調整電力計画を作成する。

(調整電力計画の作成箇所)

9. 調整電力計画の作成箇所は、送配電カンパニー（系統運営）（以下、「系統運営グループ」という。）および指令所とし、次表のとおりとする。

調整電力計画の作成箇所

計画断面	作成箇所
年度計画	系統運営グループ、指令所
月間計画	指令所
週間計画	
翌日計画	
当日計画	

第4章 報告

(調整電力計画の提出)

10. 調整電力計画の作成箇所は、広域機関の定める送配電等業務指針に基づき、次表により調整電力計画を広域機関へ提出する。

調整電力計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日(※) 17時30分	随時	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日 別の需要電力 の最大値 および最小 値	各週平休日 別の需要電力 の最大値 および最小 値	日別の需要 電力の最大 値と予想時 刻および最 小値と予想 時刻	翌日の30分 毎の需要電 力量	当日の30分 毎の需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力
	供給区域 予備力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力
	供給区域 調整力	—	需要電力に 対する調整 力必要量(上 げ)、調整力 確保量(上 げ)および調 整力確保量 (下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量(上 げ)、調整力 確保量(上 げ)および調 整力確保量 (下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量(上 げ)、調整力 確保量(上 げ)および調 整力確保量 (下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量(上 げ)、調整力 確保量(上 げ)および調 整力確保量 (下げ)

※提出日が休業日の場合も含む

(発電実績および需要実績の提出)

11. 調整電力計画の作成箇所は、供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績および託送供給契約者の需要実績について、供給月の2箇月後までに広域機関に提出する。ただし、概算値については速やかに提出する。